

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(消費性能適合性判定に係る手数料の額)</p> <p>第1条の2 法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該判定に係る建築物ごとに、非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額を、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額をそれぞれ合計した額の手数料を納付しなければならない。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第5の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額を、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額をそれぞれ合計した額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(消費性能適合性判定に係る手数料の額)</p> <p>第1条の2 法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該判定に係る建築物ごとに、非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額を、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額をそれぞれ合計した額の手数料を納付しなければならない。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第5の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額を、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額をそれぞれ合計した額の手数料を納付しなければならない。</p>
<p>(1)～(7) 省略</p>	<p>(1)～(7) 省略</p>
<p>2～3 省略</p>	<p>2～3 省略</p>
<p>(消費性能向上計画認定手数料の額)</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 1戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。) 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄</p>	<p>(消費性能向上計画認定手数料の額)</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 1戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。) 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額</p>

に掲げる額

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。)にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあつては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(3) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあつて

(2) 共同住宅(長屋を含む。以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

イ 住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。)にあっては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額の合算額

(ア) 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

ウ 住戸及び住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(3) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

は同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

- (イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額
- ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(イ)(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額
- (4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等であるものに限る。)次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
- ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号(同号ア及びイ)の規定を第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額
- イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額
- (ア) 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額
- (イ) 省略
- (ウ) 建築物内の非住宅部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。次条第1項第4号ウにおいて同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物に

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

- ウ 住宅及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額
- (4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。)次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
- ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号ア(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額
- イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額
- (ア) 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額
- (イ) 省略
- (ウ) 建築物内の非住宅部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。次条第1項第4号ウにおいて同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物に

あつては同表の第3欄に掲げる額
 ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(ウ)(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

2 省略

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「 <u>誘導性能基準等</u> 」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「 <u>誘導仕様基準</u> 」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア、第3号イ(ア)及び第4号イ(ア)	誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、 <u>誘導仕様基準</u> が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ(イ)	第2欄	第4欄
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「 <u>誘導基準標準入力法に係る基準等</u> 」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に	省略

あつては同表の第3欄に掲げる額
 ウ 住戸及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

2 省略

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号、第2号ア並びにイ(ア)及びイ(イ)、第3号イ(ア)並びに第4号イ(ア)及びイ(イ)	第2欄	第4欄
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「 <u>誘導基準標準入力法に係る基準</u> 」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「 <u>誘導基準モデル建物法に係る</u>	省略

	規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	
第4号イ(ウ)及び第5号	誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	省略

	る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	
第4号イ(ウ)及び第5号	誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	省略

4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 1戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額
- (2) 共同住宅等(非住宅部分を有しないものに限る。) 仕様基準が適用される共同住宅等及び共用部分の数値を用いない共同住宅等にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあっては次に掲げる額の合算額

4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第35条第2項の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 1戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額
- (2) 共同住宅(非住宅部分を有しないものに限る。) 仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅にあっては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。）次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等であるものに限る。）

仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。）次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅であるものに限る。）

仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共

用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	省略
第2号ア	性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される	省略

用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	省略
第2号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準	省略

	建築物にあっては同表の第3欄	
第2号イ及び第4号イ	性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	省略
第3号ア及び第4号ア	性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	省略
第3号イ、第4号ウ及び第5号	消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	省略

	という。)が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	
第2号イ及び第4号イ	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	省略
第3号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	省略
第3号イ	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	省略
第4号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第4号ウ及び第5号	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄